

## 市指定文化財「黒松」の現状について

### 1 黒松の概要

- ・昭和42年6月、六枚橋地区に所在する黒松を市指定文化財の天然記念物として指定した。
- ・所有者は、県外在住の個人の方となっており、日常の管理が困難であることから、平成21年に地元の方により組織された「黒松を守る会」が管理を担っている。
- ・直近では、令和3年4月に剪定が行われているが、その後、全体に枝葉が少なくなり、海手側の枝葉が徐々に回復してきたものの、国道側の枝葉が枯れた状態となっていた。また、昨年度は、海手側の葉の一部が茶色く変色し、枯れた状況を確認している。

### 2 昨年度実施した樹勢回復措置等について

- (1) 8月には樹木医によって固形肥料や液体肥料による樹勢回復措置が行われ、11月には枝を保護するための支柱の設置が行われた。
- (2) 11月末までに実施された樹木医による樹木健全度診断の結果、9割以上が枯損し、樹勢が著しく衰えていることが確認された。

### 3 現状について

令和8年5月1日に文化遺産課職員が生育状況を確認したところ、新芽が出ておらず、いずれの葉も茶色く変色した状況となっており、生育が危機的状況に陥っているものと推測された。

このため、5月11日に樹木医に確認していただいたところ、「枯死とみなしてよい」とのことであった。

### 4 今後の対応について

「黒松を守る会」をはじめ関係者の皆様と連携を図りながら、対応について協議してまいります。



現況写真